

沖縄県民の怒り肌で感じた「日本平和大会in沖縄」に参加して

弁護士 齋藤 雅子



日本平和大会 in 沖縄 全体会

一月二三日、二五日、二〇〇七年日本平和大会in沖縄が行われました。国民投票法が成立して改憲問題が現実化し、他方でそれを強行に押し



今回参加した齋藤と中河

進めていた安倍政権が崩壊、テロ特措法の期限切れによりインド洋から自衛隊が撤退した。日本の平和問題は、まさに激動の時期を迎えています。そんな今、各地の平和運動を知り、肌で感じるため、二三日・二四日の両日、中河事務局長と共に集會に参加してきました。

平和集會は、一日目の開始集會、二日目の分科集會、全体集會で構成されていきましたが、開始集會、全体集會では、各地の米軍基地反対運動、九条を守るための行動等の報告が多数行われました。特に沖縄は、二〇〇四年に発生した米軍ヘリ墜落事故に象徴されるような米

軍による権利の侵害、辺野古・東村高江地区に建設が予定されている米軍施設によるジュゴンの海・やんばるの森の危機といった問題が現在進行形で存在し、さらに、皆さんも記憶に新しい「軍による集団自決強制」を巡る教科書検定意見の撤回を求めるたたかいが始まったばかりの地でした。集會では、集団自決の生存者の体験が語られ、米軍ヘリ墜落事故後の米軍の傍若無人な対応の報告がなされ、米軍施設建設反対の二四時間座り込み運動をしている方達の熱い思いが伝えられました。集會では若者からの発言もありました。印象深かったのは、北九州市立大学の学生の言葉。彼女が活動している北九大九条の会では、九条に関心のないことが一番の問題であるとの考えから、九

条を守るという人だけでなく、改憲賛成の人や改憲問題についてまだ答えを持っていない人も加え、話し合い、「九条を守る」ではなく「九条を輝かす」をモットーにしているとのこと。このような若者の活動を頼もしく思うのと同時に、九条の問題について異なる考えを持った多くの人にも運動を広めて行くには何が必要なのか、改めて考えさせられました。

二日目の分科会では、「基地調査」の「動く分科会」に参加しました。平和ネットワークのガイドさんと共に普天間飛行場、嘉手納基地、沖縄大学の米軍ヘリ墜落現場等を巡りました。米軍基地が、その占める面積においても市民を圧迫し、その騒音、飛散物、さらには一般飛行機の航路においてまで市民の生活・健



動く分科会にて「ゾウのオリ」跡地

康・安全を危険にさらしている実態を目の当たりにしました。沖縄の米軍基地問題を日頃耳には聞いていても、実際に自分の目で見、現地の人々の話を聞いて知ることは、かなりの衝撃でした。この時期に沖縄で平和集會が開かれることの意味の大きさを実感する二日間でした。(齋藤)

「南部戦跡めぐり」の「動く分科会」では、(中河) 私は、分科会では、

「分科会」に参加しました。見学した戦跡は、轟の壕(とどろきのこう)、ひめゆりの塔・魂魄の塔(ごんぱくのとう)、平和祈念公園でした。

ご存知ですか

アスベスト被害

弁護士 宗 みなえ



アスベスト(石綿)による健康被害の現状をご存じでしょうか。アスベストは繊維状の鉱物で、縦に裂けて細かい繊維となります。これを大量に吸い込むと、じん肺の一種である石綿肺や肺ガン、少量でも中皮腫(治療法が確立されていない悪性腫瘍)を発症することがあります。このように人体に有害

なアスベストですが、不燃耐火性があるため、スレート、ケイカル板などの建築材料に大量に使用されてきました。また、建物の耐火性を高める目的でアスベストを建物に直接吹き付ける工法も一九七五年に原則禁止となるまで行われてきました。政府がアスベスト含有建材の使用を禁止したのは二〇〇四年になってからです。

見学した戦跡はいずれも沖縄戦の悲惨さを伝えるもので、短い文章ではとても語りきれませんが、戦中は沖縄だけが「本土決戦」に備えた「捨て石」にされ、戦後は沖縄だけが二〇年間もアメリカの

占領下に残され、今も沖縄だけに、全在日米軍基地の七五%が集中しているという事実には、強い衝撃を受けました。昨年、沖縄戦での「集団強制死」をめぐる教科書検定が沖縄県民の大きな怒り呼びました。今回の平和大会参加は、その怒りの深部にあるものを目にし、肌で感じることでできる貴重な体験でした。

アスベスト含有建材の切断作業やアスベスト吹き付け作業によってアスベストを吸い込み、現在非常に多くの方がアスベストばく露の原因とする疾患に苦しめられています。そこで、早期にアスベスト規制に乗り出さなかつた国と有毒性を把握しながらアスベスト含有建材を売り続けた企業に對して二〇〇八年春を目途に損害賠償の訴訟を提起することになりました。今後、アスベスト含有建材を使用した建物の老朽化に伴う解体によって、多くのアスベストが放出されると考えられ、一層の被害発生が予想されます。「建設アスベスト訴訟」に注目して下さい。

占領下に残され、今も沖縄だけに、全在日米軍基地の七五%が集中しているという事実には、強い衝撃を受けました。昨年、沖縄戦での「集団強制死」をめぐる教科書検定が沖縄県民の大きな怒り呼びました。今回の平和大会参加は、その怒りの深部にあるものを目にし、肌で感じることでできる貴重な体験でした。

布川事件 東京高裁

最大にして最後の山場

弁護士 福富美穂子



現在、布川事件は東京高裁で即時抗告審が争われていますが、今、審理は最大にして最後の山場を迎えています。

平成一九年三月、裁判所は職権で高取建彦氏(元東京大学教授、元科学警察研究所長)を鑑定人として殺害行為の①態様と②順序についての鑑定

命を命じました。

①態様については「扼頸」なのか(自白では扼頸)「絞頸」なのか(弁護団は「絞頸」であるとの法医学者の鑑定書を提出済み)という点

②順序では、死体の口に詰められていたパンツが、頸部圧迫の前後どちらに詰められたのか(自白では前、弁護団提出の鑑定書では後)という点が問題になっています。

七月二三日、高取鑑定書が提出されました。鑑定書の結論は、①態様は

「絞扼頸」、②順序は、パンツ挿入は「頸部圧迫後」というものでした。絞扼か扼頸かとの問いに対して「絞扼頸」という回答に弁護団員の頭には「？」が渦巻き、鑑定人尋問に向けて緊張感が高まりました。

一月三〇日、東京高裁の法廷で高取鑑定人尋問が行われました。高取氏は「絞扼頸」の意味を「絞頸・扼頸の両方の行為があった」としつつ、絞頸があったとみて矛盾はなく、扼頸があったと

違いました。混乱を極め、出口の見えない闇でしたが、私達檀家の九六%の者達(寺護持会)は団結をして寺の管理と仏事一切を住職を排除して行い(快く助力下さったお坊さんには感謝の気持ちでいっぱいです)、住職には辞任して頂くことを求め続けました。

新任着職事件 長養寺が解決 長養寺護持会



長養寺本堂

前任職の公金不正使用事件に端を発した「長養寺事件」は、その後混迷を極めました。おなじ宗派の他の住職の中には、寺は住職のものだから何をしてもよいと堂々と

前住職の公金不正使用事件に端を発した「長養寺事件」は、その後混迷を極めました。おなじ宗派の他の住職の中には、寺は住職のものだから何をしてもよいと堂々と

こういう人たちの声をバックに、二人の責任役員が住職を反省させ改善させることなく居座り続けさせたことは大きな間

みても矛盾はない、これを否定するものはない」と曖昧な証言に終始しました。

このように殺害態様については曖昧さの残る鑑定及び尋問結果ではありましたが、少なくとも、絞扼か扼頸かとの問いに対して「絞扼頸」という回答に弁護団員の頭には「？」が渦巻き、鑑定人尋問に向けて緊張感が高まりました。

一月三〇日、東京高裁の法廷で高取鑑定人尋問が行われました。高取氏は「絞扼頸」の意味を「絞頸・扼頸の両方の行為があった」としつつ、絞頸があったとみて矛盾はなく、扼頸があったと

今後、弁護団は、高取尋問の結果もふまえ、春頃までに最終意見書を提出し、いよいよ、高裁の決定を待つことになりました。最終意見書の他にも弁護団が提出すべく準備しているものが他にも多数あります。パンツ三部作(？)、便所脱出実験(ー)等々、最終判断が出される前に、出せるものはすべて出し尽くすというところで、弁護団は最後の追い込みに入っています。みなさんには、ぜひ「正義を求める国民の声」という最後の大きな一押しをしていただきます。今年も布川事件へのご支援をお願いいたします。

これは解決の道筋が見えてきて、本當にほっとしたものです。蒲田弁護士には寺によく足を運んでいただき、役員会ではいつも解決の方向性を協議してもらいました。その中で私達は宗教の場合の訴訟手続や告訴というものの難しさも知らされました。しかし蒲田弁護士は私達が大本山の庁に申し出ていた手続を徹底的に活用してくれました。相当感しいやりとりの連続

であつたと聞いています。そのかいあって本山の方達にも私達の思いを理解していただけるようになり(さすが、本山)、住職辞任にむけて大きく動きました。

今、住職は寺を退去し後任の新任職が着任されました。皆が気楽に立ち寄れる寺にしようとして新任職は言ってお下さいませ。ほんとうにうれい。ありがとうございます。た！

人間が人間を裁くことが正当化されるのはそれが国家の行為であることにあるが、量刑の言い渡しとその実行ほど権力的

裁判員制度

多数決で決めていいのか

弁護士 蒲田孝代



「裁判員制度」が二〇〇九年にスタートする。この制度を陪審制度と

行為はない。これをいつてみれば臨時裁判官に担わせる根拠はどこにあるのだろうか。せめて死刑制度を廃止してからにして欲しいという、なにを寝かけたことを言っているのかとお叱りを受けるのだろうか。

全く異なる制度だ。この制度はかいつまんでいえば事実の認定(たとえ殺したか否か)も量刑(たとえは死刑にするかどうか)も多数決で国民が参加して決めるのだ。

事実の認定も量刑の決定もなかなか困難であるが、多数決で決める制度にはなじまない。司法は多数決原理が支配されるべきではないと私は思う。

人間が人間を裁くことが正当化されるのはそれが国家の行為であることにあるが、量刑の言い渡しとその実行ほど権力的

今、テレビがもう一つの法廷のようだ。今流されるテレビの意見は多数の感情であり、私もその中に与することもある。しかし、裁判は深い人間愛と理知に導かれた中で進めてもらいたいと思う。

最高裁は(日弁連も)勉強するつもりで関与してくださいれば良いというが、短期間で人の人生を断罪して下さいと言っているような制度の下で、何を勉強するのだから、裁判は国家が過ちをしないためにかけるべき時間をかけなければならず、国民が人を裁くことを学ぶために存在するのではない。

人間が人間を裁くことが正当化されるのはそれが国家の行為であることにあるが、量刑の言い渡しとその実行ほど権力的

薬害肝炎訴訟

命の切り捨ては絶対許されぬ

弁護士 田中淳哉



昨年二月三日、大阪高裁は原告被告双方に「和解案の骨子」と「和解所見」を示しました。この和解案は、被告である国の意向を色濃く反映したもので、被害者を製剤の種類や投与の時期等によって細引きし、区別

昨年二月三日、大阪高裁は原告被告双方に「和解案の骨子」と「和解所見」を示しました。この和解案は、被告である国の意向を色濃く反映したもので、被害者を製剤の種類や投与の時期等によって細引きし、区別

も述べています。つまり、被害者全員が一律に救済される「望ましい」結論を導くには、裁判所だけの努力では無理であり、国の側すなわち福田総理の政治決断が必要だということ。原告は、自分たちだけのことを考えて裁判をたたかっているのではありません。国が未曾有の被害を引き起こしたことの責任を認めきちんと謝罪すること、すべてのウイルス性肝炎患者が安心して治療を受けられるようにすること、これらがすべての原告に共通する願いです。

これに対して、「責任は（一部しか）認められないがお金は払う」という国の提案は「口止め料」と受け止められても仕方のないもので、「すべての命は平等なはず。命の切り捨ては絶対許されない」という原告の思いとは全くかけ離れていませぬ。国民の健康や生命を第一に考えなければならぬ厚生労働省がこのような提案をしていること自体、許されぬことだと私は思います。仮にこのような提案を受け入れて和解をしたとしても四〇年以上の永きに渡って繰り返されている薬害の

するものでした。このため原告団は即日これを拒否しました。その後もこれと基本的考えを同じくする国側の案が原告に対して提示されています。しかし、「和解所見」のなかで大阪高裁は「当裁判所としても、原告らの全員、一律、一括の和解金の要求案は望ましいのではないかと考えておりますが、被告らの格段の譲歩のない限り」公表することが出来ないとい

も述べています。つまり、被害者全員が一律に救済される「望ましい」結論を導くには、裁判所だけの努力では無理であり、国の側すなわち福田総理の政治決断が必要だということ。原告は、自分たちだけのことを考えて裁判をたたかっているのではありません。国が未曾有の被害を引き起こしたことの責任を認めきちんと謝罪すること、すべてのウイルス性肝炎患者が安心して治療を受けられるようにすること、これらがすべての原告に共通する願いです。

これに対して、「責任は（一部しか）認められないがお金は払う」という国の提案は「口止め料」と受け止められても仕方のないもので、「すべての命は平等なはず。命の切り捨ては絶対許されない」という原告の思いとは全くかけ離れていませぬ。国民の健康や生命を第一に考えなければならぬ厚生労働省がこのような提案をしていること自体、許されぬことだと私は思います。仮にこのような提案を受け入れて和解をしたとしても四〇年以上の永きに渡って繰り返されている薬害の

お元気ですか

③ 労音東葛センターを訪ねて

今回は松戸駅東口に事務所がある労音東葛センターを訪ねました。労音の代表の田瀬信一さんは地域に文化を提供したという熱い思いでさまざまな分野の音楽などを

提供しておられます。優秀なスタッフに囲まれているので自分は楽をしていると田瀬代表。スタッフの皆さんも活動的で企画力のある方ばかりですが、田瀬代表の懐の深さも感じます。



代表の田瀬信一さん

最近、松戸市の「森のホール」で開かれた三輪明宏のコンサートで大成功をおさめられたようですねと申しますと、みなさんともうれしそうでした。田瀬代表におたずねしました。法律事務所への

期待は？ 「それはなんといいっても、社会のさまざまな問題を常に私達市民が考えることができるような情報の発信地になるといいこと



(KA)

連鎖を断ち切ることなど到底できないでしょう。この原稿を書いている二月十七日時点では、まだ全面解決の目処は立っていません。正義と道理に基づく解決を図るために、本ニュースに織り込まれているアクシヨ

り込まれているアクシヨリストをご覧いただき、可能な限りお力添えを頂ければ幸いです。また二月二日には市川市民会館でチャリティーコンサートが開かれます。是非ご参加ください。

当事務所のホームページ！より見やすいものを、と構想を練ってからだいぶ時間がたちました。が、ついに、リニューアルが実現することになりました。

講演会に176名が参加

事務局 中河哲男

一月二日、友の会との共催で「詩人アーサー・ピナードが語る」趣旨で行ったもので、古くならない「ニュース」と題する講演会を行いました。

当日は、友の会会員、地域の団体・東葛地域の弁護士・「広報まつと」や実行委員会のブログをご覧になった方・所員家族など一七六名も、お越しいただきました。

二〇〇七年は参院選での与野党逆転、安倍首相の突然の辞任と政治が目まぐるしく変化した年でした。二〇〇八年はどんなことが起こるのか予想もつきませんが、「主人公は国民ひとりひとり」との自覚を持ち続けたいものです。

*

年を取ることに月日が飛ぶように過ぎ去る気がします。

編集後記



詩人アーサー・ピナードさん 「ここが家だ」ベン・シャーンの第五福竜丸など著書多数

参加者からは「ピナードさんの話を聞いてつくづく参考になった」「貴重な話をゆったり話してもらえ、よくわかった」「気さくな人柄に好感を持った。しかし、話の内容は凄いいいなど好評でした。

干支も一巡しまして、また先頭の子年となりました。本年もよろしくお願いたします。(SO)